

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 15 件

厚生年金関係 15 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和58年6月30日、資格喪失日が平成10年2月28日とされ、当該期間のうち、昭和58年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年6月30日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和40年3月にA社(現在は、C社)に入社後、平成18年末に退職するまで継続して勤務していたが、昭和58年6月30日から同年7月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が抜けているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B事業所における厚生年金保険の被保険者記録については、資格取得日が昭和58年6月30日、資格喪失日が平成10年2月28日とされ、当該期間のうち、昭和58年6月30日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとされている。

しかしながら、申立事業所が提出した人事記録及び雇用保険の加入記録などから、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し(昭和58年6月30日にA社本社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書(昭和58年7月20日にB社会保険事務所(当時)受付)

の資格取得時の標準報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事務手続を誤ったとして訂正の届出を行い、申立期間に係る保険料についても、納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和24年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月15日とし、申立期間の標準報酬月額を、24年4月は4,800円、同年5月から同年9月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から同年10月15日まで

A事業所でB職として勤務し、叔父(故人)、兄、いとこと4人でC市のDの跡地でEを作っていた。4人のうち、私だけ厚生年金保険の加入記録が無いが、職場に厚生年金保険が導入された時期で、事務が混乱し、記録漏れが生じたのではないかと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所に勤務することとなった経緯等について、申立人と同居していた姉(故人、申立事業所にF職として勤務)が、B職4人の求人情報を見て、応募を勧めたことから、兄、叔父及びいとこと一緒に応募し、同時に雇用されたとしているところ、申立人以外の3人は、申立事業所で厚生年金保険の被保険者記録があり、「Cの歩みⅡ」(C市役所発行)によると、Gの活動について、「生鮮食料品の不足には多年にわたり悩まされた。」との記述があることを踏まえると、申立人の主張に不自然さは無い。

また、一緒に勤務していたとする兄及びいとこ(昭和24年4月1日に資格取得)は、申立人を含め4人がB職として申立事業所に雇用されて約半年間Eを作っていたとしており、申立事業所で、H職をしていたとする同僚も敷地内でEを作っていた者が何人かいたと供述していることから、申立人が申立期間に申立事業所にB職として勤務していたものと推認できる。

加えて、申立人と同じ業務に従事していた兄等3人は、昭和24年4月1日(申立事業所の厚生年金保険の新規適用日)に厚生年金保険の被保険者資格を

取得し、資格喪失日は区々となっているものの、申立期間については、3人全員が厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の記録から判断すると、昭和24年4月は4,800円、同年5月から同年9月までは5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は全喪しており、業務を承継している事業所では申立期間当時の書類が保存されていないため事業主に確認することができないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和24年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和38年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月31日から同年4月1日まで
私は、昭和37年4月1日にA社に入社し、今も継続して勤務している。
A社D本社からC工場に転勤した際の厚生年金保険の加入記録が1か月無いので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立ての事業所から提出された「失業保険被保険者転入届受理通知書」により、申立人が、申立ての事業所に継続して勤務（昭和38年3月31日にA社D本社から同社C工場に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和38年4月の被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているものの、申立ての事業所の保管する健康保険厚生年金保険資格取得届により資格取得日を同年4月1日として届け出ていることが確認できることから、事業主は同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成15年1月を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る平成15年1月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から15年4月まで

A社に勤務していた期間のうち、平成14年10月から15年4月までについて、ねんきん定期便に記載された厚生年金保険の保険料納付額よりも、給与明細書の厚生年金保険料の控除額のほうが高いことに気がついたので、調べてほしい。

第3 委員会判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に見合う標準報酬月額又は実際に支給されていたと認められる報酬月額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立人は、申立期間の給与明細書を所持しており、給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額をみると、申立期間のうち、平成15年1月については、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料を事業主により給与から控除され、オンライン記録の標準報酬月額を超える額の給与が支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額及び給与支給額から、平成15年1月については18万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成 14 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 15 年 2 月の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致しており、15 年 3 月の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額を下回っており、当該期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和48年3月15日にA社に入社し、申立期間は52年4月1日付けでグループ会社のC社に転勤になった時期で、厚生年金保険の加入記録が1か月抜けている。

グループ会社間の異動であり、この間も継続して勤務し、厚生年金保険に加入しているはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の転勤台帳により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和52年4月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が社会保険事務所（当時）に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和52年3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を41年3月1日に、資格喪失日に係る記録を42年2月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 1 月から同年 10 月 31 日まで、B社でスポット溶接の仕事に従事し、その後、41年3月から42年1月31日まで、A社で給油やガソリン等の配達をしていた。

当時、私は若くて元気だったため、双方の申立事業所から健康保険証を交付されたか記憶は定かでないが、厚生年金保険の期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人の雇用保険加入記録により、申立人が申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時、申立人とほぼ同じ職務に従事していた同僚は、「私は、昭和 40 年 11 月に申立事業所に正社員として入社し、同月に厚生年金保険に加入した。申立事業所には試用期間は無かった。」と供述しているとおろ、オンライン記録により、当該同僚は 40 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、別の同僚は、「従業員は 7、8 人程度で、全員同じ雇用形態だったと思う。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険被保険者原票で確認できる申立期間当時の厚生年金保険の被保険者数とほぼ一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人と同年代でほぼ同じ職務に従事していた同僚の入社当時（昭和40年11月）のオンライン記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届（申立事業所にあつては、被保険者報酬月額算定基礎届を含む。）を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）は当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年3月から42年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間①については、申立人と同じ職務に従事していた同僚の証言から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚は、「私が入社したのは昭和37年2月ごろであり、申立人は私より少しだけ早くから勤務していたが、私が申立事業所を退職した同年10月ごろに申立人が同社に勤務していたか記憶に無く、いつまで勤務していたか定かでない。」としており、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、申立人が、同じ職務に従事していたと記憶する同僚には、申立事業所における被保険者記録が無いことから、申立事業所では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立事業所の元役員は、「当社は、入社後6か月間ぐらいの試用期間があった。」と供述しており、事実、昭和37年2月ごろ申立事業所に入社したとする前述の同僚は、オンライン記録により、同年8月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間①当時、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことに関する具体的な記憶や給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1199

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和45年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から45年1月1日まで

私は、A社に、昭和41年4月1日から44年12月31日まで技師として勤務したが、44年10月から3か月間の厚生年金保険の記録が無い。当時の給料支払明細表を所持しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間に係る給料支払明細表により、申立人が申立期間において申立事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細表において確認できる保険料控除額から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は既に廃業しており、当時の状況が不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

広島厚生年金 事案 1200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和61年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和59年4月1日から平成10年5月20日までの間、継続してB社に勤務した。

昭和61年4月1日に、A社からC社に転勤した際の1か月間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る人事記録により、申立人が昭和59年4月1日から平成10年5月20日までの14年間継続して同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立事業所では、異動の発令は各月の1日付けが通例であるため、申立人についても昭和61年4月1日であると思われる旨の説明をしていることから、申立人のA社における被保険者資格の資格喪失日は、C社における資格取得日と同日の同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年2月のオンライン記録から17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和61年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付

されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

A社（現在は、B社）C事業所の事業主は、申立期間のうち、申立人が昭和25年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年11月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和25年6月から26年10月までの標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和26年11月15日から同年12月1日までの期間については、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社D事業所における資格取得日に係る記録を同年11月15日に訂正することが必要であり、同年11月の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月1日から26年12月1日まで

亡夫は、昭和5年4月にE社（A社を経て、現在は、B社）に入社し、45年7月31日まで、B社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。夫が申立期間において勤務していたことは、B社の在籍証明書により明らかであるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和25年6月1日から26年11月15日までの期間については、申立人と生年月日が同じで、名前が1字相違し、基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、B社が発行した在籍証明書により、申立人は昭和5年4月から45年

7月まで継続して勤務し、このうち25年7月15日から26年11月15日までC事業所に勤務していたことが確認できる。

さらに、申立期間において、C事業所での厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、「当時、申立人と同年代で同姓の者はいなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合の記録は申立人のものであると推認でき、C事業所の事業主は、申立人が昭和25年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、26年11月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和26年11月15日から同年12月1日までの期間については、雇用保険の加入記録及びB社が発行した在籍証明書により、申立人がB社に継続して勤務し（昭和26年11月15日にC事業所からD事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のD事業所における昭和26年12月の被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の記録が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和20年4月1日から同年6月1日までの標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年11月13日から20年6月1日まで

私は、昭和19年11月13日に学徒動員によりA社（現在は、B社）に入社して以来、平成2年6月30日に定年退職するまで継続して同社に勤務した。入社してから昭和20年8月までの間は同社のC事業所に配属されていた。

しかし、申立期間が厚生年金保険の加入記録から漏れており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した証明書により、申立人は昭和19年11月13日に申立事業所に入社し、B社への承継を経て平成2年6月30日まで継続して勤務していることが確認できる。

また、申立人がD尋常高等小学校に在学中の昭和19年11月13日に勤労学徒動員により申立事業所に入社し、同校を20年3月26日に卒業していることが、E小学校が保管する資料により確認できる上、B社が発行した証明書により、同年4月1日付けでC事業所に配属されたことが確認できることから、申立人は同校の卒業に伴い、同日付けで勤労働員学徒から申立事業所の社員に身分が変わったものと推認できる。

さらに、社会保険事務所は、F市の事業所に係る申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で現存するもののほとんどは、戦災により焼失したか、昭和20年9月の台風による水害により滅失・毀損したため、21年から34年ごろにかけて事業所照会等に基づいて復元したものであるとしている。

加えて、申立人の、申立期間直後の被保険者期間に係る厚生年金保険被保険

者台帳記号番号の払出簿を見ると、番号がナンバリングにより付与されていることから、復元されたものであることがうかがえる。

このほか、申立人の台帳記号番号が掲載されている該当ページを見ると、全員が資格取得日は昭和20年6月1日とされているが、オンライン記録では、そのうち1人については、19年11月13日、別の1人については19年3月1日となっていることが確認できる。これらのことから、当該名簿を完全なものであると判断することはできず、事業主が、申立人の資格取得日を20年6月1日として社会保険事務所に届出を行ったとは考え難い。

以上の事実を前提にすると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出誤り、保険者による被保険者名簿への記入誤り、被保険者名簿の焼失に伴う復元過程での記入誤り等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、原因を特定することは不可能を強いるものであり、関係者にこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これらを踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間において継続勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合的に考慮すると、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが妥当であると判断する。

また、昭和20年4月1日から同年6月1日までの標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）に規定されている。

また、B社には、勤労働員学徒の厚生年金保険の適用についての資料等が残っておらず、ほかに、申立期間のうち、昭和19年11月13日から20年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人のA社における資格喪失日は、昭和 55 年 3 月 31 日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 3 日から同年 4 月 1 日まで
私は、昭和 39 年 9 月にA社に入社し、55 年 3 月 31 日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 53 年 6 月 12 日から 55 年 3 月 3 日までとなっている。私は同年 3 月末まで間違いなく勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、資格喪失日の記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人は昭和 55 年 3 月 30 日に申立事業所を退職していることが確認できる。また、申立人は、申立事業所を退職後、健康保険の任意継続を行っているが、その資格取得日は同年 3 月 31 日である。

なお、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、資格喪失日欄には、「55. 3. 3」とスタンプが押されているのが確認できる一方、その右横のちょうど縦線と重なる位置に「1」が押されているとも読み取れる状況であるため、社会保険事務所（当時）がオンライン記録入力時に 31 日と入力すべきところを誤って 3 日と入力した可能性も考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立事業所における厚生年金保険の資格喪失日は昭和 55 年 3 月 31 日と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から同年9月までは38万円、同年10月から17年12月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は52万円、同年12月19日は55万円、16年7月20日は48万円、同年12月20日、17年7月20日、同年12月20日、18年7月20日、同年12月20日及び19年7月20日は40万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は52万円、同年12月19日は55万円、16年7月20日は48万円、同年12月20日、17年7月20日、同年12月20日、18年7月20日、同年12月20日及び19年7月20日は40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から14年10月1日まで
② 平成14年10月1日から18年1月1日まで
③ 平成15年7月18日
④ 平成15年12月19日
⑤ 平成16年7月20日
⑥ 平成16年12月20日
⑦ 平成17年7月20日
⑧ 平成17年12月20日
⑨ 平成18年7月20日

⑩ 平成 18 年 12 月 20 日

⑪ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、B社に勤務していた期間のうち、申立期間③から⑧までの賞与及びA社に勤務していた期間のうち、申立期間⑨から⑪までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑪までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、C社（A社及びB社の後継事業所）が保管するA社及びB社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から同年9月までは38万円、同年10月から17年12月までは41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間③から⑪までについて、申立人は、C社が保管するB社及びA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は52万円、同年12月19日は55万円、16年7月20日は48万円、同年12月20日、17年7月20日、同年12月20日、18年7月20日、同年12月20日及び19年7月20日は40万円とすることが妥当である。

なお、申立期間③から⑪までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から同年9月までは16万円、同年10月から17年8月までは17万円、同年9月から同年12月までは18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は38万円、同年12月19日は43万円、16年7月20日は38万円、同年12月20日、17年7月20日及び同年12月20日は30万円、18年7月20日、同年12月20日及び19年7月20日は35万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は38万円、同年12月19日は43万円、16年7月20日は38万円、同年12月20日、17年7月20日及び同年12月20日は30万円、18年7月20日、同年12月20日及び19年7月20日は35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から14年10月1日まで
② 平成14年10月1日から18年1月1日まで
③ 平成15年7月18日
④ 平成15年12月19日
⑤ 平成16年7月20日
⑥ 平成16年12月20日
⑦ 平成17年7月20日
⑧ 平成17年12月20日
⑨ 平成18年7月20日

⑩ 平成 18 年 12 月 20 日

⑪ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、B社に勤務していた期間のうち、申立期間③から⑧までの賞与及びA社に勤務していた期間のうち、申立期間⑨から⑪までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑪までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、C社（A社及びB社の後継事業所）が保管するA社及びB社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から同年9月までは16万円、同年10月から17年8月までは17万円、同年9月から同年12月までは18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間③から⑪までについて、申立人は、C社が保管するB社及びA社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日は38万円、同年12月19日は43万円、16年7月20日は38万円、同年12月20日、17年7月20日及び同年12月20日は30万円、18年7月20日、同年12月20日及び19年7月20日は35万円とすることが妥当である。

なお、申立期間③から⑪までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないこ

とを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成14年6月から15年7月までは16万円、同年8月から17年12月までは17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間③から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日は38万円、同年12月19日は41万円、16年7月20日は36万円、同年12月20日は30万円、17年7月20日は25万円、同年12月20日は30万円、18年7月20日は25万円、同年12月20日は28万円、19年7月20日は23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日は38万円、同年12月19日は41万円、16年7月20日は36万円、同年12月20日は30万円、17年7月20日は25万円、同年12月20日は30万円、18年7月20日は25万円、同年12月20日は28万円、19年7月20日は23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年6月1日から15年8月21日まで
② 平成15年8月21日から18年1月1日まで
③ 平成15年7月18日
④ 平成15年12月19日
⑤ 平成16年7月20日
⑥ 平成16年12月20日
⑦ 平成17年7月20日
⑧ 平成17年12月20日

⑨ 平成 18 年 7 月 20 日

⑩ 平成 18 年 12 月 20 日

⑪ 平成 19 年 7 月 20 日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、A社に勤務していた期間のうち、申立期間③の給与、B社に勤務していた期間のうち、申立期間④から⑧までの給与及び株式会社C社に勤務していた期間のうち、申立期間⑨から⑪までの給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準給与額の記録が無い。

申立期間①から⑪までの標準報酬月額又は標準給与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、D社（A社、B社及びC社の後継事業所）が保管するA社及びB社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成14年6月から15年7月までは16万円、同年8月から17年12月までは17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間③から⑪までについて、申立人は、D社が保管するA社、B社及びC社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から給与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準給与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は給与額から、平成15年7月18日は38万円、同年12月19日は41万円、16年7月20日は36万円、同年12月20日は30万円、17年7月20日は25万円、同年12月20日は30万円、18年7月20日は25万円、同年12月20日は28万円、19年7月20日は23万円とすることが妥当である。

なお、申立期間③から⑪までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成14年12月から15年8月までは28万円、同年9月から16年12月までは32万円、17年1月から同年12月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間②から⑩までについて、その主張する標準賞与額（平成15年7月18日及び同年12月19日は30万円、16年7月20日は28万円、同年12月20日及び17年7月20日は20万円、同年12月20日及び18年7月20日は25万円、同年12月20日は30万円、19年7月20日は25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を平成15年7月18日及び同年12月19日は30万円、16年7月20日は28万円、同年12月20日及び17年7月20日は20万円、同年12月20日及び18年7月20日は25万円、同年12月20日は30万円、19年7月20日は25万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年11月18日から18年1月1日まで
② 平成15年7月18日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月20日
⑤ 平成16年12月20日
⑥ 平成17年7月20日
⑦ 平成17年12月20日
⑧ 平成18年7月20日
⑨ 平成18年12月20日
⑩ 平成19年7月20日

オンライン記録により厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務していた申立期間①の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額よりも低く記録されている。

また、A社に勤務していた期間のうち、申立期間②から⑦までの賞与及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間⑧から⑩までの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

申立期間①から⑩までの標準報酬月額又は標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、C社（A社及びB社の後継事業所）が保管するA社に係る給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、申立期間①のうち、平成14年12月から15年8月までは28万円、同年9月から16年12月までは32万円、17年1月から同年12月までは30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成14年11月については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、給与台帳に記載されている総支給額より高いことが確認できることから、当該期間は、特例法に規定する未納保険料があった期間（同法により記録が訂正され、保険給付の対象に算入される期間）とは認められないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑩までについて、申立人は、C社が保管するA社及びB社に係る給与台帳により、当該期間において、申立事業所から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間の標準賞与額については、給与台帳において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年7月18日及び同年12月19日は30万円、16年7月20日は28万円、同年12月20日及び17年7月20日は20万円、同年12月20日及び18年7月20日は25万円、同年12月20

日は30万円、19年7月20日は25万円とすることが妥当である。

なお、申立期間②から⑩までの保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和42年3月から45年12月まで

私は、昭和46年1月*日に結婚し、平成15年までずっとA市で生活しており、年金についての知識は皆無で、結婚前に勤務していた会社の厚生年金保険(1年間)の基礎年金番号への統合は、平成9年8月に手続を行った。

しかし、私が会社を退職した後の昭和42年3月から結婚(昭和46年1月)するまでの期間の国民年金の加入手続はされており、父親が手続したものであると思う。父親は死亡しており、話を聞くことはできないが、父親が国民年金の手続をしていながら、国民年金保険料を支払っていないということは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号の被保険者資格取得日(第三号被保険者の処理年月日)から、昭和61年8月13日ごろに払い出されたものと推認でき、その時点で申立期間は時効により納付することができず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、社会保険事務所(当時)から届いた「年金記録のお知らせ」に、昭和42年3月1日資格取得、46年1月15日資格喪失と記載されていることから、父親が加入手続を行い、納付したのではないかと主張しているところ、オンライン記録により、平成9年8月29日に申立期間直前の厚生年金保険の被保険者記録(昭和41年3月1日から42年3月1日まで)が基礎年金番号への統合がされたことに伴い、同年9月18日に婚姻前の強制加入対象期間であった申立期間を国民年金の被保険者期間として追加処理したものであることが確認できることから、申立期間は、追加処理が行われるまでは、未加入

であったと考えられる。

さらに、申立人は、当時の加入手続、保険料納付等については、すべて父親が行ったとしており、非関与であるとともに、加入手続を行ったとする父親は既に死亡しており、納付状況等は不明である。

加えて、申立人は申立人の父親が自身の保険料と一緒に納付していたのではないかとしているが、申立人の父親は、申立期間当時、共済年金の加入者であり、一緒に申立人の保険料を納付することはできない上、同居していた兄弟4人は、国民年金の加入歴が無い又は20歳から当分の間未加入となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和36年4月から41年10月まで

私は、国民年金保険料を支払い始めてから10年後くらいに、過去の保険料をさかのぼって妻の保険料と一緒に一括して町役場の窓口で支払った。

申立期間の納付記録が無いことに納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和41年12月ごろに払い出されたものと推測され、申立人が所持する3冊の年金手帳のうち最も古い手帳は、同年12月24日に発行されており、同手帳及び申立人の国民年金被保険者台帳において、資格取得日はいずれも同年11月1日であることが確認できることから、申立期間は未加入期間とされ、保険料を納付できない期間である。

また、申立人の妻は、国民年金制度発足時の昭和35年10月1日に資格取得していることから、手帳記号番号払出管理簿において申立人の妻に払い出された記号番号の前後を確認したが、申立人に別の記号番号が払い出されている形跡は確認できない。

さらに、申立人は「国民年金保険料を支払い始めてから10年後くらいに、過去の保険料をさかのぼって一括して役場で支払った」と記憶しているとしているが、申立人の妻の被保険者台帳により、申立人の妻の昭和40年4月から同年10月までの保険料を50年5月22日に特例納付していることが確認できるものの、申立人については、申立期間は未加入期間であるため、特例納付はできなかったものとみられるとともに、町役場で支払ったとの記憶については、特例納付による保険料は、当時、町役場で支払うことはできない。

加えて、申立期間については、申立人の妻は昭和37年7月から40年6月ま

で厚生年金保険に加入しており、夫婦が同じように保険料を納付していたとは考え難い上、申立人の妻は既に亡くなっているため、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付については不明である。

このほかに、申立人が申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 859 (事案 228 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和50年8月から51年9月まで

私は、昭和50年8月に会社を退職し、同年9月ごろに市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を2回に分けて納付した。1回目は50年8月から51年6月分までを50年10月ごろに納付し、2回目は51年7月から52年6月分までを51年の盆ごろに納付した。

昭和51年10月12日に再就職をしたので、保険料の過払い分の還付を受けたことを覚えており、申立期間が未加入期間とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和62年5月ごろに払い出され、国民年金資格取得日は61年4月1日となっていることから、申立期間は未加入期間であるため国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、前納した国民年金保険料の還付を受けたことがあると申し立てているが、還付手続などについての具体的な記憶が無い上、申立人は申立期間当時、国民健康保険料も前納し、国民健康保険に関する資格喪失手続を再就職先の事務担当者に依頼したとしていることから、申立人が主張する保険料の還付は、国民健康保険料の還付であったことが考えられる。

以上の事情を主な理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年6月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、これまでの主張を繰り返すのみで、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す新たな資料、証言等の提出は無く、

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 5 日から 38 年 6 月 1 日まで
② 昭和 38 年 6 月 26 日から同年 8 月 16 日まで
③ 昭和 38 年 8 月 16 日から 45 年 4 月 13 日まで

私は、A社を退職してすぐに結婚(昭和 45 年 5 月*日)してB市へ行った。その時、母親から「あなたは 10 年勤務しているので、将来年金を受け取る時にはこれだけありますよ。」と言って紙に書いてくれたことをはっきりと覚えている。

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認した際、A社等について脱退手当金を受給したことになっていることを初めて知ったが、脱退手当金の請求手続をした覚えは無く、受給した記憶も無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 45 年 7 月 30 日に支給決定されており、支給月数も支給対象期間と一致しているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金裁定請求書等には申立人の署名、押印があるとともに、添付資料として申立人に係る昭和 45 年分の退職所得の源泉徴収票特別徴収票(A社適格退職年金契約による一時金給付)が添付されていることから、申立人がA社退職時に脱退手当金の請求を行ったものとするのが自然である。

さらに、脱退手当金裁定請求書に「小切手 45. 7. 30」の押印があり、国庫金の送金が行われたことが確認できる上、脱退手当金計算書によると、社会保険

事務所が昭和45年7月30日に申立人の実家近くの郵便局に送金したことが確認できる。

加えて、申立人は、脱退手当金裁定請求書等に記載している住所地には住んだ覚えが無いとしているところ、昭和45年当時の住宅地図によると、当該住所地付近にC姓(申立人の旧姓)の住宅が確認できるほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和31年8月1日から32年7月1日まで
② 昭和32年8月31日から33年3月6日まで

申立期間①については、A社に勤務し、販売に従事していたが、ねんきん特別便をみると、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、昭和32年8月31日から33年11月30日までB社に勤務し、申請の代行業務等に従事していたが、申立期間②の被保険者記録が抜けているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が記憶している所在地の近くに申立事業所と同一名称の事業所はあるが、当該事業所の事業主及び業務内容は申立人が記憶している事業主及び業務内容と相違していることから、申立事業所とは考え難い上、当該事業所は昭和28年8月28日に適用事業所でなくなっており、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、当該事業所の元事業主は、申立人を記憶しておらず、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無い。

さらに、申立人は、C社を申立事業所の前身会社ではないかとしているが、申立期間当時の当該事業所の取締役等は、死亡又は所在不明のため供述を得ることができず、当該事業所に係る被保険者名簿にも、申立期間について、申立人の名前は無い。

加えて、県内に類似した名称の適用事業所は46事業所あるが、43事業所については申立期間後に適用事業所となっており、申立期間当時適用事業所となっている3事業所については、各事業所に係る被保険者名簿には、申立期間について申立人の名前は無い上、いずれの事業所も、業種、申立人が事

業所名を「A」と明確に記憶していること等から判断して申立人が主張する事業所とは考え難い。

一方、申立事業所と名称が若干異なるものの、所在地、事業主及び業務内容が申立人の記憶と一致する事業所があり、当該事業所の元従業員も申立人を記憶していることから、申立事業所と推認されるが、当該事業所は、昭和32年12月1日に適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でない上、当該事業所に係る被保険者名簿に申立人の名前は無い。

また、当該事業所の当時の事業主は死亡しており、供述を得ることができず、照会に回答のあった元従業員から保険料控除等について供述は得られない。

- 2 申立期間②については、照会に回答のあった同僚の中には、申立人が申立事業所に勤務していたことを記憶している者はいるものの、申立人の勤務期間や保険料控除等について具体的な供述を得ることができない上、申立事業所の当時の事業主、社会保険事務担当者は、死亡又は所在不明のため、供述を得ることはできない。

また、申立事業所は昭和32年12月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間のうち32年8月31日から同年11月30日までは、厚生年金保険の適用事業所ではない上、被保険者名簿では、申立期間(新規適用日以降)について健康保険番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、申立人が申立事業所の前に勤務していたD社(申立期間当時、申立事業所と代表者が同一人)に係る被保険者名簿では、申立期間について欠番は無く、申立人の名前は無い上、同社が申立事業所の業務を引き継いだ可能性があるとしているE社は、申立期間当時、適用事業所となっていない。

- 3 このほか、申立人が申立期間において事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1191

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 40 年 8 月 16 日から同年 11 月 16 日まで
②昭和 50 年 7 月 30 日から 51 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 8 月に前事業所を退職し、前事業所の課長の紹介で同月中に A 社に入社した。入社当初から、厚生年金保険に加入していたはずなのに、申立期間①について、厚生年金保険の記録が無い。

また、申立期間②については、昭和 48 年 3 月 3 日に B 社に見習いとして入社した。入社時に、社長から「3 年間勤務したら道具は返さなくてもいい。」という約束で道具を借り、現在でも全部所持しているので、3 年以上勤務したはずであるが、昭和 50 年 7 月 30 日に被保険者資格を喪失したとされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、同僚の供述及び申立人の申立事業所に係る雇用保険被保険者記録(被保険者となった年月日:昭和 40 年 10 月 6 日)から、申立期間のうち、少なくとも昭和 40 年 10 月 6 日から申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、申立人の勤務実態、申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明としている上、社員の入退社が頻繁な業界であるため、当時は 3 か月くらいの試用期間があり、その後、様子を見て社会保険に加入させていたようだと回答している。

また、照会に回答のあった同僚 4 人のうち 3 人は、申立人を記憶しておらず、申立人を記憶している 1 人も厚生年金保険料の控除等については不明としている。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間について整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票は無い。

2 申立期間②について、照会に回答のあった同僚2人(1人は申立期間当時の社会保険事務担当者)は、申立人を覚えているが、厚生年金保険料の控除等については不明としている上、申立事業所は既に解散しており、申立期間当時の代表者も死亡しているため、供述を得ることができない。

また、申立人及びその妻は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した翌月の昭和50年8月22日に国民年金の被保険者資格を取得し、同年8月及び同年9月の国民年金保険料を納付していることから、申立人が申立事業所を退職したため国民年金に加入したと考えるのが自然である。

さらに、申立事業所に係る被保険者原票では、健康保険証を社会保険事務所(当時)に昭和50年8月5日に返納したことを意味する押印(50. 8. 5)が確認できる上、申立期間について整理番号に欠番は無く、申立人の被保険者原票は無い。

加えて、雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致している。

3 このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 48 年 8 月まで

私の夫は、昭和 43 年ごろに株式会社 A を設立し、私も昭和 48 年 8 月から、同社の役員として自分名義の健康保険証を持つようになったが、夫と結婚(昭和 46 年 2 月)してから役員になるまでは、夫の扶養家族として夫の健康保険証を使用していた。

昭和 47 年*月に長男を出産した時にも夫の健康保険証を使用したことを覚えており、申立期間について夫の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿によると、申立事業所は、昭和 43 年 10 月に設立されていることは確認できるが、厚生年金保険については、48 年 8 月 1 日に新規適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、新規適用時の昭和 48 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している 6 人のうち、2 人は、申立期間のうち一部期間について別事業所で厚生年金保険の加入記録があり、申立期間に申立事業所に在籍していたとは考え難い上、設立時から在籍していたとする同僚は、申立期間当時の従業員数は 3 人としていることから、申立事業所は、申立期間当時、厚生年金保険法に基づく強制適用事業所の要件(常時 5 人以上の従業員を使用)を満たしていなかったものと考えられる。

さらに、申立人の妻は、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険

料が控除されていたかどうか覚えておらず、申立期間当時、申立事業所に勤務していたとする同僚は、申立期間については、自身は国民年金保険料を納付していたことから、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったとしており、申立人も厚生年金保険料の控除は無かったと思うとしている。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から 48 年 11 月 5 日まで

私は、健康保険と厚生年金保険の無い会社（A社）に勤務していたが、妻の出産を控えていたので、社会保険に加入できるB社（現在は、C社）へ入社し、昭和 50 年 2 月 15 日まで勤務していた。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録では、厚生年金保険の資格取得日の約 10 日前の 48 年 10 月 26 日に被保険者となっており、申立期間の大半について、申立ての事業所における在籍が確認できない。

また、申立人が申立ての事業所を退職後の昭和 50 年 2 月から勤務したD社が保管する社員名簿には、申立人が入社時に提出した履歴書を基に職歴が記載されているが、当該職歴では 45 年 10 月から 48 年 2 月までの期間はA社に勤務したこととなっている。

さらに、申立人の第一子は昭和*年*月*日に誕生しており、当該職歴が正しいとすれば、この時期に申立人の妻は出産していることになり、申立内容と矛盾している。

加えて、申立ての事業所で昭和 48 年 10 月 1 日に資格を取得したことが確認できる申立人の弟は、「兄は自分が入社した昭和 47 年ごろより 1 年くらい前の 46 年ごろに入社した。」と供述しているが、申立人の弟は、申立ての事業所に勤務する前に、別の事業所で 48 年 2 月 6 日に資格を喪失し、同年 10 月に申立ての事業所で資格取得していることから、自身及び申立人の入社時期に係る記憶についてはあいまいである。

その上、申立人の記憶する同僚や申立期間に被保険者資格を取得している二人に聴取しても、申立人の申立ての事業所における勤務開始時期や、申立期間

における保険料控除に係る供述は得られず、申立ての事業所でも、「当時の資料は残っておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除は不明である。」としている。

このほか、申立ての事業所の申立期間に係る健康保険番号に欠番は無く、申立人が申立期間において申立ての事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年から 34 年 9 月まで

私は、中学卒業後 1 年ぐらいして、母親の知人の紹介で、A 市にあった「B の作業場」と呼んでいたところで、30 人ぐらいで仕事をしていた。

全員が C 社の社名の入った作業服を着て働いており、厚生年金保険に加入していたはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が供述する「B の作業場」は、その作業内容及び作業場所から、現在の B 社 D 工場とみられ、当該工場は、C 社が建設したことは確認できるが、申立ての事業所である C 社は建設会社であり、申立ての作業を行っていたとは考え難く、また、申立人は、B 社で勤務していたとの記憶は無く、勤めていたのは、下請の会社であったかもしれないと供述しており、申立人の記憶はあいまいである。

また、C 社及び B 社では、申立人が申立期間に在籍したことを示す関連資料は見当たらないとしている。

さらに、申立人は当時の同僚の名前を覚えておらず、仕事を紹介してくれたとする母親の知人の氏名などの記憶も無いため、申立人の勤務実態及び保険料控除に関する供述は得られない。

このほかに、申立人が申立期間において、申立ての事業所に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 37 年 4 月から 39 年初めごろまで
②昭和 39 年初めごろから 43 年 1 月まで

私は、高校卒業後の昭和 37 年 4 月ごろから A 社に 3 年間ぐらい勤務し、その後、B 社に 4 年間ぐらい勤務した。いずれの事業所でも健康保険証を持っていたので厚生年金保険に加入していたはずである。

しかし、両事業所における厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の記憶する同僚は、A 社において申立人と一緒に勤務していたと供述していることから、勤務期間は不明であるものの、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所は、オンライン記録では厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、申立事業所の法人登記も確認できない上、申立人の記憶する同僚についても、申立期間①に厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人及び同僚は、申立期間当時の事業主とその家族を除く従業員数は 3 人程度であったと供述していることから、申立事業所は、申立期間において適用事業所としての要件を満たしていなかった可能性がある。

2 申立期間②について、B 社の現在の事業主及び申立人の記憶する同僚は、申立人が申立事業所において勤務していたと供述していることから、勤務の時期は不明であるものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和

43年7月1日であり、申立期間②当時、適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立事業所の当時の事業主、その妻及び申立人の同僚は、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和43年7月1日から申立事業所において被保険者資格を取得していること、当時の事業主及びその妻は、申立期間②中は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 3 申立人は、申立期間①及び②において、各申立事業所の事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを記憶しておらず、このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 36 年 12 月まで

私は、A社に昭和 35 年 10 月から 36 年 12 月まで正社員として勤務していた。

しかし、同社での厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において申立事業所での厚生年金保険加入記録のある者に照会したところ、8人から回答があり、このうちの1人が、期間は分からないが、申立人が申立事業所に勤務していたことを覚えているとしていることから、申立人は、期間は特定できないものの、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所の元事業主は、事業所が厚生年金保険の適用事業所（新規適用日：昭和 32 年 5 月 25 日）となったころは、入社してから半年か 1 年くらい勤務しないと厚生年金保険に加入させていなかったとしている。

また、同僚は、昭和 32 年 6 月ごろから勤め始めたとしているが健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立事業所における被保険者資格の取得日は、34 年 9 月 1 日であることが確認できる。さらに、他の同僚は、「入社後 6 か月くらい経ったときに、事業主に申し出て厚生年金保険に加入させてもらった。同僚の中には数年間勤務したにもかかわらず厚生年金保険に加入していなかった者もいた。」と回答している。

加えて、申立事業所に係る被保険者名簿の健康保険番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年4月から29年2月10日まで
② 昭和29年2月17日から同年9月1日まで
③ 昭和29年9月1日から30年2月1日まで

私は、昭和28年3月に高校を卒業後、同年4月からA社B支社に入社し、29年8月末まで継続して勤務したが、私の同社での厚生年金保険加入記録は、29年2月10日から同年2月17日までしか無く、申立期間①及び②が未加入期間となっているのは納得できない。

また、A社を退社後、C社に勤務していた知人の紹介により同社に入社し、昭和30年1月末まで勤務したが、同社での厚生年金加入記録は全く無く、申立期間③が未加入期間となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、昭和28年4月から29年8月末までA社（申立事業所）B支社に勤務したと申し立てているところ、申立事業所での厚生年金保険加入記録（昭和29年2月10日から30年4月19日まで）のある同僚は、「私は、28年3月ごろに入社し、申立人はやや遅れて同年4月ごろに入社した。」としていることから、申立人は、申立期間①において申立事業所に在籍していたことが推認できる。

しかしながら、申立事業所が発行した申立人に係る社内厚生年金保険加入履歴データを見ると、オンライン記録と同じく昭和29年2月10日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人を含む80人が昭和29年2月10日に被保険者資格を取得しており、このうち16人に入社時期及び厚生年金保険加入状況等を照会したところ、前

記の同僚を含む10人は、入社してから一定期間（1か月ないし4年）は、厚生年金保険に加入していなかったとしている。

さらに、申立人が申立期間②において、申立事業所に勤務していたことを示す関連資料は無く、同僚の供述など勤務をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事業所に係る被保険者名簿を見ると、申立期間①及び②において健康保険番号に欠番は無い。

- 2 申立期間③について、申立人は、C社に勤務する知人の紹介により入社したと申し立てているが、当該知人の連絡先は不明である上、同社に係る被保険者名簿によっても、その知人を特定することはできない。

また、同社で厚生年金保険加入記録のある同僚6人に照会したところ、全員が申立人を知らないとしており、このほか、申立人が申立期間③において同社に勤務していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。さらに、前記の同僚のうち3人は、申立期間③当時、同社には外注により仕事を請け負って働いていた者も多くいたとしている。

加えて、同社に係る被保険者名簿を見ると、申立期間③において健康保険番号に欠番は無い。

- 3 このほか、申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 25 日から 43 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 41 年 3 月 25 日から 43 年 3 月末まで、A市のB事業所に勤務していたが、当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は現存しておらず、法人登記簿にもC団体の申立期間当時の名簿にも記載されていないことから、その存在を確認することができないものの、申立人が記憶している同僚の供述内容と申立人の供述内容が符合することから、申立人は申立期間において申立事業所に勤務していたことがうかがえる。しかしながら、申立事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、前記の申立人の同僚についても申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

また、申立事業所の事業主の連絡先等も不明であるため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。